

令和4年6月1日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

賃上げ促進税制について 令和4年度税制改正

賃上げ促進税制とは、従業員への給与支払額を前年度より一定以上増加させた場合、その増加額の一部を法人税から税額控除を受けることができる制度です。

青色申告書を提出する法人・個人事業主が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%（次の（上乗せ要件①②）を満たす場合には、それぞれ次の割合を加算した割合）相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。

【大企業の場合】（資本金1億円超の企業など）

- ・適用対象：青色申告書を提出する全企業

雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%を税額控除

適用要件

【通常要件】	継続雇用者の給与等支給額が前年度比で 3%以上増加	15%税額控除
(算式)	$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq$	3%
【上乗せ要件①】	継続雇用者の給与等支給額が前年度比で 4%以上増加	25%税額控除
(算式)	$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq$	4%
【上乗せ要件②】	教育訓練費が前年度比で 20%以上増加	+5%税額控除
(算式)	$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq$	20%

上記①・②の要件をいずれも満たす場合には、**15%を加算 最大30%を税額控除**

【中小企業者等の場合】（資本金1億円以下の企業など）

- ・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大40%を税額控除

適用要件

【通常要件】	雇用者全体の給与等支給額が前年度比で 1.5%以上増加	15%税額控除
(算式)	$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq$	1.5%
【上乗せ要件①】	雇用者全体の給与等支給額が前年度比で 2.5%以上増加	30%税額控除
(算式)	$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq$	2.5%
【上乗せ要件②】	教育訓練費が前年度比で 10%以上増加	+10%税額控除
(算式)	$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq$	10%

上記①・②の要件をいずれも満たす場合には、**25%を加算 最大40%を税額控除**

(税額控除限度額) … 調整前法人税額・所得税額の20%が上限となります。